

岩手県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
宮野目薬局	花巻市西宮野目第6地割165番地7	平成29年3月1日
石川歯科医院	奥州市水沢区字大畑小路12番地イ号	平成29年1月6日
中田町歯科医院	奥州市水沢区中田町3番29号	平成28年10月1日
サン・ケアサービスセンター訪問看護事業所	滝沢市鶴飼大緩47番地28	平成29年1月24日